

第2部 計画の重要施策

- 1 女性に対する暴力をなくすために総合的な対策を進めること
- 2 女性のエンパワーメントを支援し、女性のチャレンジ支援を推進すること
- 3 仕事と生活の調和を推進し、地域の男女共同参画を進めること



平成16年に策定した本計画では、積極的に取り組む重点施策として3項目を位置付けました。後期計画ではその項目を継続するとともに、さらに事業を充実し取り組んでいきます。

- 1 女性に対する暴力をなくすために総合的な対策を進めること
- 2 女性のエンパワーメント^{*}を支援し、女性のチャレンジ支援を推進すること
- 3 仕事と生活の調和を推進し、地域の男女共同参画を進めること

^{*}エンパワーメント (Empowerment)
 自分の生活と人生を決める権利と能力をもち、いろいろな場での意思決定過程に参画し、社会的な状況を変えていく力を持つこと。

- ・本計画に引き続き、後期計画でも平成16年度から10年間における重要施策に関連する指標と目標水準を継承します。この指標と目標水準は事業を実施していくことを通して、市民や地域にどのような成果が現れることを目指すのか、そのねらいや方向性を分かりやすく示すものです。
- ・指標は、事業の成果を市民や事業者とともに検証し、計画の見直しなどの参考とします。また、目標水準に向けては、市民、事業者、行政が協働するとともに幅広い協力により男女が平等で共に参画するまちづくりを進めていくことが重要となります。
- ・これらの指標及び目標水準は今後とも、定期的に状況を把握するとともに、必要に応じて、見直しを行っていくものとします。

■ 指標と目標水準の見方

平成16年に設定したものをそのまま使用していません。

指 標	計画策定時	現 状 値	目 標 水 準
◆ドメスティック・バイオレンスの言葉も内容も知っている市民の割合	61.6% 平成15年度市民意識調査	74.6% 平成20年度男女共同参画市民意識調査	100%

※現状値は直近の数値を示しました。

1 女性に対する暴力をなくすために総合的な対策を進めること

<p>課 題</p>	<p>夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント*、ストーカー行為*等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。特に夫など親しい男性から女性に向けられるDVと呼ばれる暴力は、これまで家庭内の個人的な問題と捉えられ、周りの人々の理解や対応が不十分でした。そこで、国は平成16年に「配偶者暴力防止法」を一部改正し、あわせて同法に基づく基本方針を策定、埼玉県でもその方針を受けて平成18年に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。また国は平成19年にも「配偶者暴力防止法」の改正を行い、市町村でも法に基づいた基本計画の策定が努力義務となりました。DV被害者の相談や保護、自立支援にいたるまでの総合的な対策を行うには、関係機関の連携や担当組織の確立が必要です。引き続きDVについて「犯罪」である認識を広めること、また、安心して相談できる体制の充実、受け入れ体制の向上や加害者の更正に向けた取り組みなどを行っていく必要があります。</p> <p>さらに固定的性別役割分担意識、経済力の格差、男女の上下関係などを背景にした暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権を尊重するための意識啓発や教育の充実を図ることが必要です。</p> <p>また、性犯罪、売買春、デートDV*、ストーカー行為など女性に向けられる暴力の形態に応じて、幅広い取り組みが必要です。</p>
<p>施策の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者暴力防止をはじめ、女性に対する暴力根絶のための総合的な対策を進め、意識啓発や教育の充実を図ります。 ・ 人権尊重の啓発を充実します。 ・ 相談体制の充実、関係機関との連携を進めます。 ・ デートDVやストーカー行為などの問題にも取り組みます。
<p>主な施策・事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者暴力防止法の啓発及び基本計画の策定の調査検討 ・ 被害者が安心して相談できるような体制の整備 ・ DVは犯罪であることの啓発 ・ DVの加害者の更正についての研究、啓発 ・ デートDVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などを取りあげた啓発紙の作成 ・ ストーカー行為などの被害者に対する住民基本台帳事務の支援 ・ 警察や保健機関、担当窓口との連携強化 ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」など国や県などと連携した事業の実施 ・ 他機関の相談窓口などの情報提供の充実

*セクシュアル・ハラスメント (Sexual harassment) 2頁参照

*ストーカー行為 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」では、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」で行われたつきまとい、実際の要求、無言電話、名誉・性的羞恥心を害する事項を告げること等の行為を「つきまとい等」と言い、「つきまとい等」を反復等して行うことを「ストーカー行為」と定義しています

*デートDV 高校生や大学生など交際中の男女間で行われる身体や言葉、態度などによる暴力



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

指 標	計画策定時	現 状 値	目標水準
◆「家庭生活」の分野で平等になっていると考える市民の割合	32.3% 平成15年度市民意識調査	30.5% 平成20年度男女共同参画市民意識調査	50%
◆ドメスティック・バイオレンスの言葉も内容も知っている市民の割合	61.6% 平成15年度市民意識調査	74.6% 平成20年度男女共同参画市民意識調査	100%
◆セクシュアル・ハラスメントの言葉も内容も知っている市民の割合	79.5% 平成15年度市民意識調査	79.4% 平成20年度男女共同参画市民意識調査	100%
◆相談を求めたDV被害者が公的な相談窓口を利用した人の割合	4.3% 平成13年度市民意識調査	9.5% 平成20年度男女共同参画市民意識調査	10%
◆「女性の心と生き方」相談の利用率(月平均)	3.1人 平成15年度	3.5人 平成20年度	5人
◆「女性の心と生き方」相談において暴力を訴えた相談者の割合(主訴と背景の合計)	36% 平成15年6月～平成16年1月	40.5% 平成20年度	20%

●女性相談の利用状況

主訴	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
夫婦・恋人	13	5	13	14	16	9
自分	8	14	14	9	6	1
子ども	1	5	9	4	3	4
暴力	5	3	3	5	3	4
職場	0	9	2	1	1	3
離婚	1	1	0	4	5	20
生活	4	1	0	2	0	2
心と体	1	2	1	1	1	1
	33	40	42	40	35	44

市民活動推進室調べ

2 女性のエンパワーメントを支援し、女性のチャレンジ支援を推進すること

<p>課 題</p>	<p>女性がエンパワーメント*をつけ、様々な分野の政策方針決定の場に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、女性が少ない分野に活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てなどで一度仕事を中断した女性の「再チャレンジ」などを促進させるための、女性に対するチャレンジ支援を推進することが必要となっています。</p> <p>そのために、女性リーダーを養成していくこと、積極的格差是正措置*を取り入れていくこと、さらに、女性が経済的な面でも自立できるような学習・活動に対して支援していくことなどを通して女性のエンパワーメントを支援していくことが男女共同参画のまちづくりに重要な課題となっています。</p>
<p>施策の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性登用を進めるための積極的格差是正措置の考え方を広め、女性リーダーの養成、人材の把握、紹介を行います。また市女性職員の登用も進めます。 ・ 女性の経済的自立を支援する学習や活動を充実するとともに、男女共同参画を進める団体など市民活動を支援します。 ・ 埼玉県の女性キャリアセンターなどと連携し、女性の再チャレンジを支援します。
<p>主な施策・事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的格差是正措置についての啓発 ・ 女性の人材育成や女性人材バンクの充実 ・ 女性リーダー同士などの情報交換や交流の場の充実、ネットワークへの支援 ・ 市女性職員の登用の促進 ・ 市民活動を支援する拠点施設の整備 ・ 男女共同参画を進める団体への支援 ・ 女性の起業やNPO活動への支援 ・ 埼玉県の女性キャリアセンターとの連携 ・ 女性のチャレンジ支援のための情報提供の充実

*エンパワーメント (Empowerment)
5頁参照

*積極的格差是正措置
積極的に女性の登用を進め男女共同参画を達成しようという考え方。ポジティブアクションの訳です。このことを男女共同参画社会基本法では積極的改善措置としています。



女性のエンパワーメントを支える保育グループ



女性キャリアセンターとの連携事業（旭町公民館）

指 標	計画策定時	現 状 値	目標水準
◆審議会における女性委員の割合	33.5% 平成15年4月1日 現在	33.8% 平成20年4月1日 現在	40%
◆各種団体の会長に女性の占める割合	21.7% 平成15年10月1日 現在	23.0% 平成20年4月1日 現在	30%
◆女性の年代別労働力率(底の部分・平成12年度も17年度も35歳～39歳層)	54.1% 平成12年国勢調査	57.3% 平成17年国勢調査	60%
◆「子どものときから女性にはリーダーとなる訓練の機会が少ない」と考える市民の割合	38.3% 平成15年中央地域・男女共同参画調査	10.2% 平成20年度男女共同参画市民意識調査	15%
◆女性の就業者総数に占める管理的職業に従事している女性の割合	0.8% 平成12年度国勢調査	0.73% 平成17年度国勢調査	5%
◆市男性職員の育児休業取得率	0%平成14年度	1人平成19年度	↗
◆他機関への派遣研修を受ける市女性職員の割合	33.6% 平成14年度	27.8% 平成19年度	40%

3 仕事と生活の調和を推進し、地域の男女共同参画を進めること

<p>課 題</p>	<p>男女平等の地域社会が実現できるように、固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた慣習、制度が残っていないか見直すとともに、男性の意識改革や長時間労働を見直すなど仕事と生活の調和*（ワーク・ライフ・バランス）を推進することがたいせつです。</p> <p>そのための啓発や推進組織の充実を図ることが必要です。</p>
<p>施策の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画を進めるモデル地域の指定し、その活動を充実し、他地域へ男女共同参画が波及するように努めます。 ・地域団体をはじめとして各団体やサークルなどへの啓発を進めるとともに、地域リーダーの育成も図ります。 ・働き方の見直し、育児・介護休業制度、仕事と生活の調和についての啓発を進めます。
<p>主な施策・事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画モデル地域の指定と活動の支援 ・男女共同参画地域の推進方針についてのアピール ・公民館における学習活動や啓発活動の推進 ・男女共同参画推進員の委嘱及び活動への支援 ・各種地域団体や事業所への啓発の充実 ・補助金交付団体への啓発の充実 ・地域リーダーの育成 ・育児・介護休業制度や仕事と生活の調和についての啓発

*仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
 「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」（「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」より）

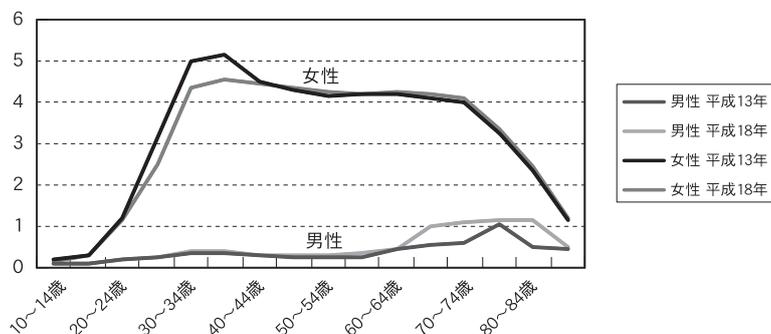


錦町にて

*ボランティアセンターの登録者数は、社会福祉協議会のカウントの変更により、標記が変わりました。

指 標	計画策定時	現 状 値	目標水準
◆地域活動に参加している市民の割合（“参加していない”と“無回答”の回答者の割合を引いた数）	女性36.5% 男性33.2% 平成14年度市民意識調査	30.4% 平成20年度市民意識調査	45%
◆ボランティアセンターの登録者数*	779人 平成15年度	個人50人 団体34団体 平成19年度	1,000人
◆会の運営において女性は雑用などの仕事の分担があると考える会員の割合	22.0% 平成15年度中央地域・男女共同参画調査	18.4% 平成20年度男女共同参画市民意識調査	10%
◆社会通念・慣習・しきたりなどで男女平等になっていると思う人の割合	9.3% 平成15年度市民意識調査	14.6% 平成20年度男女共同参画市民意識調査	30%
◆各種団体の会長に女性の占める割合（再掲）	21.7% 平成15年10月1日現在	23.0% 平成20年4月1日現在	30%
◆女性指導者セミナーの参加者数（延べ）	83人 平成15年度	271人 平成19年度	150人

●男女、年齢階級別家事関連時間（平成13年、18年）



社会生活基本調査（総務省）

家事関連時間は男性で38分、女性が3時間35分で男女の間に大きな差があります。男性は、15～19歳を除くすべての年齢階級で家事時間は増えました。

